

厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare)

主な任務及び所掌事務

(1) 任務

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」を図るとともに、「経済の発展」に寄与するため、

社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上・増進

働く環境の整備・職業の安定・人材の育成

を総合的・一体的に推進することを主な任務としています。

(2) 所掌事務

国民生活に密着した行政分野を担当する厚生労働省の所掌事務は、広範かつ多岐にわたりますが、その主なものは、次のとおりです。

明日の医療を考える

近年の高齢化、疾病構造の変化、医療の質を求める国民の声の高まりなどにこたえ、二十一世紀にお

ける良質で効率的な医療提供体制の実現に向けた政策の企画立案を行います。

疾病の克服と健康の増進を目指す
保健所等を通じた地域保健の向上、エボラ出血熱、エイズ、結核

などの感染症や糖尿病、がんなどの生活習慣病の対策を講じると

ともに、適正な臓器移植の推進を図り、国民一人一人の健康の向上に

取り組みます。また、理・美容店などの生活衛生関係営業の振興

策、シックハウス対策のほか、水道の整備などを担い、快適な生活

環境の確保にも取り組みます。
政策医療ネットワークの構築

全国の国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターの運営を担当し、国民の医療の向上に

貢献します。
医薬品と医療の安全を求めて

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の有効性・安全性の確保

対策や医療施設における安全対策のほか、血液事業、麻薬・覚せい剤対策など、国民の生命・健康に

直結する諸問題を担います。
食品の安全性を確保する

食中毒の防止に万全を期するとともに、食品に関する各種基準の

策定に取り組むなど、私たちが毎日口にする食品の安全性を確保す

るという重要な施策を行います。
意欲にあふれ、健康で安心して

働ける環境づくり
労働時間の短縮や最低賃金の決

定をはじめとした労働条件の確保・改善などの諸対策を進めます。

健康で安心して働ける職場の実現
各種の労働災害防止対策や労働

者の健康確保対策を積極的に展開し、働く人々の安全と健康の確保

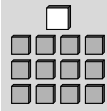
に取り組みます。
確かな労災補償の実施

不幸にして労働災害に遭われた

方やその遺族に対して、労災保険による迅速かつ的確な保険給付に努めます。また、被災労働者の早期社会復帰対策、重度被災労働者に対する介護施策などを総合的に

推進します。
勤労者がゆとりと豊かさを真に実感できる社会を目指して
ゆとり、安心、活力ある勤労者生活が実現できるよう、勤労者財産形成促進制度の普及や自由時間充実対策、テレワーク普及事業などを行います。また、中小企業で働く人たちが安心して働けるよう、中小企業退職金共済制度の普及や中小企業勤労者福祉サービス事業の推進など、様々な施策を行います。

雇用の創出・安定を図り、雇不安を払拭するための雇用対策の推進
現下の厳しい雇用情勢の中で、雇用の安定や再就職の促進に全力



で取り組むほか、経済・産業構造の転換に的確に対応して、新規・成長分野を中心とした雇用機会の創出、雇用のミスマッチの解消などを重点とした雇用対策を積極的に推進することにより、国民の雇用不安を払拭し、希望と活力にあふれた経済社会をつくりだすことを目指します。

だれもが安心して働くことができる社会づくりのための施策の充実強化

アクティブ・エイジングの観点に立ち、高齢者雇用対策を総合的に推進するとともに、障害者の雇用の促進・安定のための施策を展開します。

次代を担う人材の育成に向けて情報化や技術革新の進展、国際競争の激化などによる産業構造の急激な変化の中で、我が国が活力ある豊かな社会を築いていくため、次の時代を担う高度で創造的な人材を育成します。

雇用均等・子育て支援対策の総合的展開

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、職業生

活と家庭生活との両立支援対策、パートタイム労働対策、家内労働対策、在宅ワーク対策など、雇用の場をはじめ家庭・地域に男女が共同して参画できる社会の実現のための施策を総合的に展開します。また、急速に進行する少子化などに対応し、児童の健全育成、児童手当、母子保健など、子どもと家庭に関する諸施策を総合的に推進します。

利用者本位の社会福祉制度を目指して

社会福祉法人制度、福祉に関する事務所、共同募金会、社会福祉施設の整備や運営、社会福祉事業に従事する人材の確保やボランティア活動の基盤整備など、社会福祉の各分野に共通する基盤制度の企画や運営を行うとともに、生活保護制度の企画や運営、ホームレス対策、消費生活協同組合に対する指導など、幅広く社会福祉の増進のための施策を行います。また、先の大戦による戦没者の慰霊、その遺族や戦傷病者に対する医療や年金の支給などを行うとともに、中国残留邦人の帰国や定着自立の

援護なども行います。

障害者の自立と社会参加を目指す

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

超高齢社会への扉がここに

我が国では、二十一世紀の半ばには国民の三人に一人が六十五歳以上の高齢者になると予想されています。この世界にも例を見ない超高齢社会を、すべての国民が健やかで心豊かに暮らせる社会とすることを目指します。

国民が安心して医療を受けられるように

健康保険、国民健康保険、船員保険や老人医療といった医療保険制度に関する企画立案を行い、今後の本格的な少子・高齢社会においても、すべての国民が安心して医療を受けられるよう、医療保険制度の長期安定に努めます。

人生八十年時代の屋台骨
厚生年金、国民年金などの公的

年金制度、企業年金などに関する企画立案を行うほか、年金積立金の管理運用などを行い、将来にわたり安心して年金を受給することができる安定的な制度の構築を目指します。

総合的かつ基本的な政策の策定・政策評価

社会保障政策と労働政策を総合的かつ一体的に推進するため、厚生労働省の総合的かつ基本的な政策を策定するとともに、政策評価を行います。また、厚生労働行政に関する年次報告書の作成や労働経済に関する総合的な分析を行うとともに、労使関係の安定に努め、人口政策などを的確に実施します。

巨大な社会保険組織を支える

国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険や船員保険の運営実施の実務を担当します。

中央省庁等改革における組織上の変更点

(1) 大臣官房の統合

厚生省と労働省の大臣官房が統

合され、新たに人事課、総務課、会計課、国際課、統計情報部などを設置します。これにより、厚生労働省全体の総合調整、会計、情報公開、人事、福利厚生、国際協力、統計調査・行政情報化などに関する事務などを一体的に行うこととなります。

(2) 医政局、健康局、医薬局

厚生労働省の医政局、健康局、医薬局の三局は、厚生省の健康政策局、保健医療局、生活衛生局、医薬安全局の四局を再編成するものです。医政局は、健康政策局の機能をおおむね承継し、医療の普及・向上、医療関係者の確保や資質向上、医薬品の生産流通の改善や促進などを担います。健康局は、保健医療局と生活衛生局の機能の一部を統合し、健康増進、感染症その他の疾病対策、生活衛生関係営業の適正化、水道行政などを担います。医薬局は、医薬安全局で行ってきた医薬品、医療用具などの安全対策と、生活衛生局で行ってきた食品保健、化学物質対策などを一元化し、対物安全対策を担

います。なお、健康局に国立病院部を、医薬局に食品保健部を設置します。

(3) 労働基準局

労働基準局は、これまでの労働条件の確保・向上、産業安全、労働衛生、労働者災害補償保険事業、労働者の保護といった行政に加えて、これまで労働省の労政局勤労者福祉部において行われてきた勤労者の財産形成、中小企業退職金共済制度、労働者の福利厚生、労働金庫関係の行政や労働大臣官房労働保険徴収課において行われてきた労働保険の適用、労働保険料の徴収に関する事務も併せて担います。なお、これまで置かれてきた安全衛生部のほかに、労災補償部、勤労者生活部を新たに設置します。また、局内の総合調整を行う課として総務課を設置するなど、課室についても再編成を行います。

(4) 職業安定局、職業能力開発局

職業安定局と職業能力開発局において、局内の総合調整を行う

課として総務課を設置するなど、課室についても再編成を行います。なお、これまで職業安定局に置かれてきた高齢・障害者対策部は、高齢・障害者雇用対策部に改称されます。

(5) 雇用均等・児童家庭局

これまで労働省女性局において行われてきた雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援などの女性行政と厚生省児童家庭局において行われてきた保育制度、母子保健などの児童家庭行政を一体的に行うため、両局を統合して「雇用均等・児童家庭局」を設置します。これにより、家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進し、仕事と子育ての両立を一体的に支援することが可能になります。

(6) 障害保健福祉部、老健局

障害保健福祉部は、厚生省の大臣官房から厚生労働省の社会・援護局へ移管されます。厚生省の老人保健福祉局は、厚生労働省の老

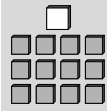
健局に改称されます。

(7) 政策統括官

厚生労働省では省全体の総合的・基本的な政策の企画立案や各局の政策の調整などを行う職として、新たに政策統括官を二人設置します。これにより、一体的な厚生労働行政に関する政策の企画立案が可能となります。このほか、政策統括官は、少子・高齢社会への総合的な対応、政策評価、厚生労働白書の刊行、労働経済の分析、労働団体に係る連絡調整、労働三権の保障、労働関係の調整、人口政策なども担当します。

(8) 社会保障審議会、厚生科学審議会、労働政策審議会の設置等、審議会の整理合理化

厚生省の二十二の審議会と労働省の十三の審議会は、政策の企画立案に関する審議を行う三つの基本的政策型審議会と法令に基づく基準作成、行政処分、不服審査などに関する審議を行う八つの法施行型審議会に整理合理化します。前者は「社会保障審議会」、「厚生



科学審議会」「労働政策審議会」、
後者は「医道審議会」「薬事・食
品衛生審議会」「中央最低賃金審
議会」「労働保険審査会」「中央社
会保険医療協議会」「社会保険審
査会」「疾病・障害認定審査会」
「援護審査会」です。

(9) 地方厚生局の設置をはじめ とする地方支分部局の再編

厚生労働省の地方厚生局は、プ
ロック単位での地方支分部局の総
合化を図るため、厚生省の地方医
務局と地区麻薬取締官事務所を統
合するもので、七局（北海道・東
北・関東信越・東海北陸・近畿・中
国四国・九州）一支局（四国）一
支所（沖縄）が設置されます。地
方厚生局は、従来の地方医務局の
事務（国立病院・療養所の運営）と
地区麻薬取締官事務所（麻
薬などの取締り）に加え、厚生省
本省などの実施事務の一部を移管
し、医療監視、薬事監視、福祉監
査、健康保険組合や厚生年金基金、
国民年金基金などの指導監督など
を行います。なお、平成十二年四
月に労働省に設置された都道府県

労働局については、厚生労働省の
地方支分部局として引き続き設置
されます。

組織統合のメリット

厚生労働省は、その任務にかん
がみ、次のような方針により運
営・施策の融合化を推進します。
高齢者も社会に参加し、安心し
て自立した生活を送ることがで
きる明るく活力ある高齢社会を
実現するため、年金、雇用対策、
生きがい対策を合わせた施策を
展開します。
育児休業制度、保育対策など、
家庭、地域、職場を総合的に捉
えた少子化対策を推進し、仕事
と子育ての両立を支援します。
障害者等の生活支援と就業支援
を一体的に行う拠点づくりを推
進し、障害者福祉施策と障害者
雇用施策を一体的に推進しま
す。

地域・職場を通じた生涯にわた
る健康と安全の確保のための施
策を一体的に推進します。

中央省庁等改革基本法（平成十
年法律第百三十三号）第二十五条第

八号においては、労働福祉省
（＝厚生労働省）の編成方針のひ
とつとして、「健康保険（政府
が保険者であるものに限る）、厚
生年金保険、労働者災害補償保
険及び雇用保険に係る徴収事務
の一元化を図ること」が掲げら
れています。これを踏まえ、社会
保険料・労働保険料に係る徴収
事務の一元化に向けて、社会保
険・労働保険双方の事務処理の
見直しを行い、平成十三年度以
降可能なものから逐次実施しま
す。併せて、社会保険職員・労働
保険職員について相互の制度に
関する教育研修を推進します。

また、保険料徴収事務の一元
化に向けた見直しに関し法律改
正が必要となる事項についても
検討を進め、基本的方向につい
て結論を得た上、社会保険・労
働保険の制度改正に合わせて、
可能なものから所要の措置を実
施します。

今後の課題

今後、少子・高齢化、経済のグ
ローバル化やIT（情報技術）化

などの技術革新の進展に伴う産業
構造の変化、就業意識の変化など、
経済社会の構造変化が進展する中
で、個々人が自立し、自らの能力
を發揮できるよう支援することに
より、活力ある豊かな社会の実現
を目指すとともに、人の誕生から
就労・退職後までの一生涯にわた
り、また、家庭・職場・地域など
あらゆる空間を通じ、疾病・失
業・災害・育児・貧困・障害・高
齢など社会的支援を必要とする
様々な事態に対応し、人々の生活
を全般的に保障し、向上させるこ
とが新しい厚生労働省に求められ
ています。

（厚生労働省）